

# 「生活者としての外国人」に対する日本語能力の測定・評価について

## About Measurement and Evaluation of Japanese Language Ability for Daily Life

足立 祐子

---

These days, the argument about measurement and evaluation of Japanese language ability for daily life is popular. The acquisition of Japanese language skills useful in daily life is essential for people who come to Japan for work or for marriage. And the test for measuring Japanese language ability for daily life would function as a reference for studying Japanese language according to the learner's stage within their lifetime study. Certain measurements and evaluations of Japanese language ability for daily life are required. However, there is no consensus on their appropriate role and characteristics. It is clear that the test for sorting out people should be avoided. This paper discussed the possibilities and problems of the test for immigrants in Japan.

---

### 1. はじめに

日本で生活する外国人（外国人登録者）数は、2005年に200万人を超えた。2009年以降は、リーマンショックの影響による経済状況の悪化や2011年3月の東日本大震災の影響等により減少しているが、それでも2011年末で208万人弱で大きな減少は見られない。このような状況の中、日本で生活する外国からの移住者が、日本語ができないためにさまざまな不利益を被る場合があるとすればなんらかの対処が必要であるとして、2007年7月に文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会（以下、日本語教育小委員会と略す）が設置された。日本語教育小委員会では、外国人の定住化傾向や社会参加の必要性から第二言語としての日本語教育のありかたを検討することを目的としている。<sup>1</sup> 日本語教育小委員会では、定住外国人を「生活者としての外国人」という呼び方をしているが、これは2006年12月の出された『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』（外国人労働者問題関係省庁連絡会議）の中で初めて使われた呼び方である。日本語教育学会では、「生活者としての外国人」を「日本社会

---

<sup>1</sup> 文化審議会は、中央省庁等の改革のため国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合し、2001年（平成13年）1月6日付けで文部科学省に設置された。国語分科会の前身は、国語審議会で、1934年に官制が交付された文部大臣の諮問機関であった。1949年からは文部省設置法の国語審議会令という政令で規定された組織だった。戦後の国語審議会では、現行の当用漢字表や「現代仮名遣い」などの制定をおこなった機関であった。

([http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/joho/singikai/kansei/index.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/joho/singikai/kansei/index.html))

において、使用言語に関わらず、日本人との接触が頻繁にあり、さらに自ら接触場面への参加を意識する外国人、または、そう期待される外国人」と定義している。<sup>2</sup>

日本語教育小委員会が設置された約半年後の2008年1月、当時の外務大臣は日本に長期在留する外国人の入国及び在留の条件として日本語能力を重視する方向で検討を始めたと発表した。さらにその年の5月には日本語能力測定のための新たな試験についての言及もあった。<sup>3</sup>

また、2010年に出された第5次出入国管理政策懇談会の報告書でも日本在住の外国人の日本語能力不足に触れ、客観的に日本語能力を測定する基準などの整備、日本語能力試験の整備が必要であると述べられている。2006年の『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』（外国人労働者問題関係省庁連絡会議）においてすでに、在住外国人に対する日本語教育の充実の必要性、入国や在留期間更新の際の日本語能力確認の必要性等についての記載があった。その後、政府側から日本に在住する、いわゆる「生活者としての外国人」に対する日本語能力測定・評価の必要性について具体的な言及があったのは2008年の1月がはじめてであった。そして、2012年7月9日からは新しい在留管理制度が始まり、それに先行して適用された高度人材ポイント制<sup>4</sup>の項目の中に特別加算点として日本語能力を加味する項目が加わった。以上が政府の一連の動きである。

この一連の流れと連動して、日本語教育界も、外国人に対する日本語能力評価に対する検討をおこなってきている。2009年7月には、独立行政法人国際交流基金と財団法人日本国際教育支援協会が、2010年の日本語能力試験の内容改定に向け『新しい「日本語能力試験」ガイドブック概要版』を出し、2010年度から新試験が実施されている。1984年から実施してきた日本語能力試験は、課題遂行のための言語コミュニケーション能力を重視して測定することになった。日本語能力試験各レベルの合格者が日本語を使用して実際にどんなことができるのかという「日本語能力試験Can-doリスト」を提供しこのリストをてがかりに合格者本人やまわりの人々が試験の結果をより具体的に理解できるようにしている。<sup>5</sup> 時期的にはこの動きと連動して前述の「生活者としての外国人」に対する日本語学習の内容、学習者に対する評価・測定などに対する指針を日本語教育小委員会で討議され、現在に至っている。

「生活者としての外国人」の日本語能力の測定・評価に関する議論で、問題としてあげら

---

<sup>2</sup> 社団法人 日本語教育学会（2008）『平成19年度 文化庁日本語教育研究委嘱 外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発（「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業）－報告書－』p.8

<sup>3</sup> 外務大臣会見記録（2008年1月15日 / 2008年5月1日）  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/hodokan/hodo0801.html#4-A>  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g\\_0805.html#1-A](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_0805.html#1-A)

<sup>4</sup> 高度人材ポイント制とは、日本の経済成長に貢献できそうな外国人に優遇措置を与える制度で、具体的には、学歴、職歴、年収、日本語能力、資格、特許の取得などの項目で決められた点数が70円を超えると、高度人材外国人と法務省入国管理局より認定される制度である。高度人材外国人と認定されれば、特定活動の在留資格が所得でき、技術者であっても仕事の空いている時間に語学教師をしたり会社を別に経営するなど、複合的な活動ができる。また、永住権が5年の滞在で取得できたり、親やメイドの招聘ができるなど、さまざまな特権が用意されている。

<sup>5</sup> 具体的な認定の目安は以下の概要版に記載されている。

れるのは、在留資格許可の要件として一定の日本語能力を問うことが日本語能力を持たない人を社会的に排除することにつながるかという点である。本稿では、「生活者としての外国人」の日本語能力の評価・測定に関する先行研究や実際に運用されている日本語能力評価について概観し、日本語教育小委員会でのこの議論に関する議事録と照らし合わせながら考察をおこなう。

## 2. 「生活者としての外国人」の日本語能力の測定・評価に関する議論

### 2.1. 測定・評価に関する前提条件

宇佐美（2008）は、日本語教育小委員会の動向に触れ、日本語教育小委員会が「生活者としての外国人」の日本語能力測定は、まず「生活者としての外国人」に対する「日本語教育の目標及び標準的な内容・方法」を示し、「財政支援」などの体制整備を行った上で、それらを踏まえて「日本語能力の測定方法の指針」を示していると述べている。つまり、能力測定が突然出現したのではなく一連の教育活動の流れの中での能力測定・評価であるということをも前提とした上で、学習の指針となる段階的到達目標を明確に示すことが第一で、その次の段階としてその目標に到達できたかどうかを確認できるような方法を示すことが重要だとしている。

金田（2011）も、「日本語能力と在留資格の関連付けよりも前に、日本語の能力を身に付けるための公的支援を充実させ、その効果を分析することが先決である」とし、その上で公的支援により学習の機会を提供していきつつ、日本語能力を測定する方法や基準の開発が重要であると述べている。また金田（2011）は、前述の2010年に始まった新しい日本語能力試験は目標言語使用領域は「学習」「就業」が大半を占め「生活」が主な言語使用領域の受験者には適さないのではないかと疑問を投げかけている。さらに、後で取り上げる現在運用されている「とよた日本語能力判定」については、短時間のテストや特定の地域性をあげ、客観性の信頼度を問題にしている。金田（2011）でも述べられていることであるが、「生活者の日本語」に関する教育内容、方法、評価、測定方法が十分設定されてこなかった根拠は、中国帰国者や難民以外の「生活者としての外国人」の日本語学習は個人に任せ、国として取り込んでこなかったことがあげられる。よって、政府が求めている外国人に対する日本語能力測定・評価は、測定・評価の目的を明らかにすることが第一であり、「生活のために必要な日本語能力」の具体的な中身を明確にした上での測定・評価であることを再認識しなければならないと考える。

### 2.2. 測定の可能性について

宇佐美（2008）は、「生活のために必要な日本語能力」は「『試験』のような形で測定すること自体本質的にそぐわないのではないか」という疑問を出している。その理由として石井（2008）を引用し、「生活に必要な日本語能力」とは「個人によって、状況によって動的に変わる」ということをあげている。「生活に必要な日本語」の内容を具体的にあげていった

としても、それらは外国人が遭遇する「可能性がある」場面を列挙したもので、ある特定の外国人個人がその示された場面に必ず遭遇するとは限らない、その意味で本当の「生活のために必要な日本語力」を測定できないのではないかというのである。この疑問に対する回答として、そこまで個別の状況に合わせず、日本で生活していくために「最低限」、「必ず」必要となる能力は何かということ特定し、それを測定すればいいのではないかとしている。が、同時にこの回答の矛盾も指摘している。つまり、「最低限」、「必ず」必要となる能力だけを測定する意味は、日本語能力不足の外国人に在留許可を与えないことだけに寄与し、「最低限」、「必ず」という初期段階を過ぎ、さらに継続して学習を進める、その進行度合いの測定・評価にはつながらないということである。宇佐美（2008）も金田（2011）も当然のことながら、日本語能力を測定・評価する目的は、日本語学習者のライフステージに応じた一人の動的に変化する生活の中で－日本語学習の指針となるためであると考えている。「生活に必要な日本語」教育プログラムを想定した場合、日本語教育関係者なら同様の考えであろう。

よって、「生活に必要な日本語」能力の測定に関して、政府の示している必要性和日本語教育界が考えている必要性に隔たりがあることを認識する必要がある。そのうえで、測定可能性を考える場合、宇佐美（2008）は従来型の筆記記入等によるテスト方式は不可能であるとし、2つの条件をあげている。1つ目は、試験の内容分野は、日本語学習者の事情に応じて取捨選択できるものでなければならないとしている。2つ目の条件として「実際の生活場面における意志決定や言語行動において『正解』といえるものが必ずしも存在するとは限らないのではないか」という発想から、「1つのテストの項目につき、『正解』を必ずしも1つには定めない」ことをあげている。この2つの条件は日本語教育の積み上げてきた経験や知を明確に反映していると考えられる。2010年の日本語能力試験の内容改定がはっきりとした形になって表れているが、日本語教育は、文字、語彙、文法といった言語学習から脱却し、言語知識を活用し現実の場面における運用力を重視するようになってきた。たとえば、野田（2005）では、無目的な文法や正確さ重視の文法から目的を達成できる文法へ、一律の文法から学習者ごとの文法へ、というような発想で日本語学に依存しない日本語教育文法を提唱していることなどが、運用力重視の流れを物語っている。この意味で宇佐美（2008）が主張する測定法のアイデアは当然の流れであるといえる。

### 2.3. 具体的な測定法について

金田（2011）は主にオランダの移民に対する言語能力テストを解説しそれをヒントに「生活のための日本語」能力測定・評価の大規模テストについて述べている。オランダでは2007年度より永住を目指す人が受けるテストとして市民統合テストがあるという。そのテストは教育機関で実施されるものと中央機関で実施されるものとの二種類があり両方に合格することが求められる。教育機関で実施されるものはパフォーマンス評価とポートフォリオ評価の2種類でパフォーマンス評価とポートフォリオ評価のいずれか一方のみをおこなうことも、両方おこなうこともできるということである。一方中央機関で実施されるテストはオランダ

社会に関する知識のテスト、オランダ語実践テスト、電話を用いたオランダ語行動能力テストの3種類がありすべて出題から採点までコンピューターにより自動化されているという。前述の宇佐美（2008）が提示した2つの条件は、オランダの場合教育機関で実施されるテストにおいて取り込まれているといえる。また、金田（2011）によると、オランダの市民統合テストは、受験者を結果によって細かく序列化するものではなく、課された課題をオランダ語で遂行できたか、日常生活の中でオランダ語を用いて様々な行動がおこなえたかを重視しているテストであるという。大規模試験として「その目的に十分に足る方法・基準であり、評価者間及び評価者内の信頼性を保つことはさほど困難ではないと推測される」と評価している。

日本でオランダのような実践能力中心の評価方法を取り入れようとした場合、評価者をどのように設定するかということが問題であるという。

「課題として考えられるのは、日本語教育の専門家ではない人を巻き込んで行われるポートフォリオ評価についての理解をはかることである。一般の日本人が外国人の日本語の優劣を付けるのか、外国人が常に評価される立場に置かれるのか、といった誤解が生じるおそれは十分にある。逆に、『正しい日本語』を外国人に求め、厳しい評価者の立場をとる人もいるであろう。」（金田2011：24）

「生活者としての外国人」の日本語学習支援を考える際、上の金田（2008）が指摘しているように、一般市民ボランティアによる日本語学習支援の歴史をどのようにとらえるのが非常にむずかしい。政府や自治体は生活者の日本語教育をボランティアにまかせっぱなしにしていたが、今こそヨーロッパ諸国や韓国のように適切な財政投入をして日本語教育の専門家による日本語学習支援体制を整備していかなければならないと考える。

### 3. 自治体による日本語能力測定・評価

#### 3.1. 「とよた日本語学習支援システム」

国による日本語学習支援体制が整備されていないため、自主的に地方自治体はその体制を整備している状況がでてきている。ここでとりあげる「とよた日本語学習支援システム」は総人口の約3.33%（2012年現在）を外国人が占める豊田市が開設したものである。豊田市は2007年にトヨタ自動車株式会社から受けた寄付金の一部である1億円で豊田市国際化推進基金を設置した。<sup>6</sup> 同年の2007年に「外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査」を実施し、翌年には名古屋大学が「外国籍住民の日本語学習における実態予備調査委託 調査報告書」を出した。この報告書には日本語学習支援体制を豊田市内に構築の必要性が提言としてあげられ、この提言を受けて2008年から「とよた日本語学習支援システム構築プロジェクト」が発足されたとある。<sup>7</sup> 「とよた日本語学習支援システム」は、名古屋大学・豊田市及

<sup>6</sup> 豊田市『とよた日本語学習支援システム ガイドライン』2-3

<sup>7</sup> 前掲書 2-14~2-15

び市内の国際交流協会や商工会議所、公共職業安定所、NPOなどの関係機関が協働で進める日本語学習支援に関する取組みの総称であるという。「とよた日本語学習支援システム」では「多文化共生社会の実現」と「日本語能力の向上」の2つの基本理念があり、その理念をもとに、「外国人の言語学習権の保障を提唱」、「日本語学習機会の支援」、「学習成果の評価方法を定め、広めること」という3つの目的を掲げている。特に、学習成果の評価方法に関しては、市内の企業や公的機関、日本語教室における外国人の日本語能力がそれぞれの基準で評価されている現状が背景にあったという。この3つの目的のため、「日本語教室開設・運営支援」、「日本語能力評価基準及び判定方法の開発・実施」、「eラーニング開発」、「人材育成」の4つを主な事業内容とした。<sup>8</sup> 特に、日本語教室の開設や運営ではシステムコーディネーターとプログラムコーディネーターがうまく連携し社会への「参加」を念頭に置いた協働プログラムであるといえる。

## 2.2. 「とよた日本語学習支援システム」の日本語能力評価基準および判定法について

2010年11月15日に開催された第33回国語分科会日本語教育小委員会・議事録によると、「生活者としての外国人」の日本語標準カリキュラム案に基づくプログラムの評価のため、「とよた日本語学習支援システム」のヒアリングが実施されている。この議事録で、「とよた日本語学習支援システム」の日本語能力評価・判定の目的は、「行政や受け入れ側が使える尺度を作るということと、学習者のインセンティブ (incentive) を創出することが目的」であるとしている。(村上京子名古屋大学教授談) 基本方針として、1. 相手とのやりとりの中で変わりうる動的で可変的な能力；相互の歩み寄りを通して成り立つコミュニケーション能力をとらえる、2. コミュニケーション能力；言語の正確さより「伝わる」ことを第一に考える、3. 日常生活の中で使う日本語；判定タスクは、市民として生活する中で必要とされる日本語を対象とする、4. 判定の基準の具体化；判定の結果は、その人が日本語を使って何ができるかをできるだけわかりやすい具体的な行動の形で記述するようにする、5. 学習者の気づきをやる気につなげる；今後の日本語学習への動機づけや学習したことの成果の手ごたえを感じられるようにしていくことを目指す、という5点をあげている。「とよた日本語コミュニケーション能力レベル」は以下の表1のとおりである。

---

<sup>8</sup> 北村 (2012) pp.27-28

朝日新聞名古屋版 (2012年4月24日) によると、「とよた日本語学習支援システム」は、「豊田市がトヨタ自動車の寄付金1億円で2007年に基金を設け、名古屋大学に構築を委託し、2008年から教室を開設しながら能力判定を含むシステムを作った。講師25人で、地域や企業に属さない登録パートナー約150人も養成した。今年度の予算は1460万円で、費用を負担すれば市外の企業などへの講師 (1時間4千円) を派遣する」ということである。

表1 「とよた日本語学習支援システム」に関わるすべての人が持つべき共通枠組みとしての能力評価基準

レベル	段階	内容
6	熟達段階	より抽象的な議論が日本語を用いてできる
5	深化段階	効果的なコミュニケーションが日本語を用いてできる
4	拡大段階	より多くの領域で日本語を用いてコミュニケーションができる
3	自立段階	自立して最低限度の社会参加が日本語を用いてできる
2	要支援段階	周囲の支援に基づいて基礎的な社会参加が日本語で行える
1	基礎段階	限られた単語レベルの理解と産出ができる
0	未学習段階	日本語の産出と理解がまったくできない

「とよた日本語能力判定」の「対象者判定」の構成は、1. 自分の日本語能力を「~できる」という形で書いたチェックリストに1~4の4段階でチェックしていく「自己評価チェックリスト」(Can-do statements)、2. 対象者判定テストが受験者に質問したりしながら、面接式の会話能力をはかるテストで、インタビュータスク、ロールプレイトスク、「絵を見て話す」タスクの3つからなる(「聞く・話す」判定)、3. 受験者が「読む・書く」判定シートに記入して、それを回収・採点することで判定を行う筆記式のテスト(「読む・書く」判定)の3つかならなっている。全部の試験をするためには2時間の時間を要し、また実績としては、2009年度18回実施して判定者数が201名だったという。<sup>9</sup>

### 2.3. 問題点

「とよた日本語学習支援システム」における「とよた日本語能力判定」は金田(2011)で紹介されているオランダの市民統合テストと類似する点が多く、その意味で宇佐美(2005)があげている2つの条件も考慮されているといえる。日本語能力測定・評価に関して問題があるとすれば、テストの問題があると考えられる。金田(2008)が、「日本語教育の専門家ではない人を巻き込んで行われる」評価、「一般の日本人が外国人の日本語の優劣を付けるのか」と述べている点が「とよた日本語能力判定」の今後の問題点になる。もちろん、テスト養成のために時間を設けているが、講習時間が2時間である(前述の第33回国語文化会日本語教育小委員会・議事録より)という。たとえばOPI(The American Council on the Teaching of Foreign Languagesが開発したoral proficiency interview test)のテストになるためには4日間の講習会に参加し理論と実践を学んだ上で、テストサンプルを各レベルごとに一定数提出しなければならない課題に合格しなければならない。それでも最初は十分なテストとは言えず、OPIの定期的な勉強会に参加しながらテストとしての経験値をあげていくことが求められる。また、オランダで市民統合テストの場合、教育機関で実施されるテストは、テスト実施が認められている教育機関及び試験官として認定されている教師らによっておこなわれ

<sup>9</sup> 第33回国語分科会日本語教育小委員会・議事録

[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/nihongo\\_11/gijiroku.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo_11/gijiroku.html)

るという。(金田2011:21) ここから考えても、測定者の力量の問題があげられる。

つぎに、日本語能力測定・評価の方法とは直接関係はないが、「とよた日本語能力判定」が「行政や受け入れ側が使える尺度を作るということと、学習者のインセンティブ(incentive)を創出することが目的」という点にも懸念をおぼえる。また、「とよた日本語学習支援システム」の先駆的、画期的な実践を普及するという目的でホームページに「とよた日本語能力判定」の詳細もアップされている。<sup>10</sup> が、金田(2008)の指摘があったように、一般の日本人が外国人の日本語の優劣を付ける材料として使われたいかという不安がある。筆者の考えは非常に悲観的で閉じられた発想であるが、「生活者としての外国人」を支援する地域の日本語教室に参加していると、まじめで熱心な市民ボランティアであるがゆえに、日本語の正確さを追求する人々を多く目にしてきた。言語以外のさまざまな手段をつかって生活力を高めるということをもっと積極的にとらえる必要があると考える。宇佐美(2008)は、「測定」は「ある一定の手続きに従って、対象の特性を、数量化して表わすこと」で、「評価」は「評価主体が、何らかの目的のもとに、評価対象に関する情報を収集し、何らかの基準に従ってその情報を解釈し、価値判断をすること」としている。そして、昨今の日本は、外国人の日本語能力を「測定」することにばかり関心が集まっていると述べている。宇佐美(2008)は、「評価」を通じて日本人側が日本語非母語話者への態度をもう一度考えなおすきっかけにできないかと主張している。つまり、外国人の言語運用に関する日本人の評価について考えることは、「外国人が日本人によりよく評価されるにはどうしたらよいか」ということを目指すのではなく、日本人側の視点を批判的にとらえることを提案しているのである。(宇佐美2008:63) この提案は、具体的には、日本人自身が「なぜ、自分が外国人にそのような評価をしたのか」という点を批判的に分析し、改めて日本人性について自ら気づき、調整していくということが一例としてあげられている。筆者も同意見で、この評価に関する発想が従来からの教育機関で実施されてきた日本語教育と大きく異なる点であると考え。また、日本が同化的な社会ではなく多文化共生社会をめざすというのであれば、受け入れ側に対する教育プログラムが必要であり、その教育プログラムに関わる研究分野の1つとして日本語教育があると考え。<sup>11</sup>

### 3. 日本語教育小委員会における能力評価に関する議論

#### 3.1. 日本語教育小委員会の現在までの経緯

2008年7月に、日本語小委員会は審議経過報告として「地域における日本語教育の体制整備について」という文書を出した。この文書には、喫緊の課題として地域社会の一員として

---

<sup>10</sup> <http://www.toyota-j.com/shiryuu.php>

<sup>11</sup> この主張は、宇佐美(2008)だけではなく今まで多くの日本語教育関係者によって繰り返されてきたものである。が、その声は十分反映されず新しい日本語教育の研究においても日本語学習者のみに視点を置いているものがほとんどである。



外国人が社会参加するのに必要な日本語学習支援をあげ、そのために、日本語教育の「内容の改善」、「体制の整備」、「連携協力の推進」について早急に検討する必要があるとした。そして、地域における体制整備のあり方の指針、日本語能力の測定方法、指導力の評価方法、日本語学習の環境整備、指導者の指導者を含む人材育成の必要性等を国が今後担うべき役割としてあげている。

これを受けて、2009年には「地域における日本語教育の体制整備」と『生活者としての外国人』に対する日本語教育の内容等』についての提言が出された。引き続き2010年には『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」が、翌年2011年には『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について 活用のためのガイドブック』が発表された。前者は、定住外国人に対する日本語教育の内容を地域の実情に合わせて具体化する際の基本となるもので、後者は前者のカリキュラム案を活用し、具体化する方法の整理をおこなったものである。

さらに、2012年3月には「生活者としての外国人」に対する日本語教育の具体的な教材例集を発表し、2012年4月以降は、指導力評価についての検討をおこなっている。2012年5月28日に開催された第46回日本語教育小委員会で、西原鈴子主査は『生活者としての外国人』に対する日本語教育のカリキュラム案から、それをガイドブックとして、教材化するための方略、それから、学習の達成についてどのような評価をするという部分までを踏まえた上で、それを支援する立場というのはどういうことをする人であり、どのようにして育成されるべきなのかというところに至るわけです」と述べ、6年近く審議され提案されてきた一連の流れについてまとめている。また、同じく西原鈴子主査は、「国は指針を示すということを平成19年から言い続けていますよね。その国というのが、当時の認識では文化庁国語課だと言っているわけです。そうすると、文化庁国語課イコール国が、日本語教育に関して指針を示すということの範囲は何かというのも、実はまだ分かっていないと思いますけれども、その辺りを見定めていくことは、文化庁国語課にとっても、日本語教育界全体にとっても非常に重要なことかと思えます」と述べている。ここから、2007年に設置された日本語教育小委員会の役割が移民の日本語教育政策に大きな指針を与えることが伺える。

### 3.2. 日本語教育小委員会の日本語能力評価に対する考え

2011年度の日本語教育小委員会では「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容、方法として『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案』が出され、一環した流れの中で評価がとりあげられた。ここでは、日本語能力評価に対して活発に議論された、第38回から第41回までの2011年度日本語教育小委員会の議事録をみて日本語教育小委員会の日本語能力評価に対する考えをみていく。<sup>12</sup>

日本語能力評価の論点は次の5点であった。

論点① 「生活者としての外国人」にどういった評価が求められるか。

---

<sup>12</sup> [http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/nihongo.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo.html)

(何を評価の目的とするか、だれのための評価とするべきか、どう活用されることを期待するか)

論点② 評価者について (だれが評価するか)

論点③ 評価内容について (何を評価するか)

論点④ 評価の枠について (どういった基準で評価するか)

論点⑤ 評価の手続き、方法について

第38回の委員会では、「学びにつながる評価」、「委員会でカリキュラム案として教材例を出してきた、その流れに沿って評価を具体的にする」、「値踏みされるような評価は避ける」等の意見が出された。その後ワーキンググループが評価についてまとめた後、7月の第39回の委員会が開催された。この会では、評価の必要性が議論された。会議の進行役である西原主査は途中で以下のようにまとめている。

「(前略)なぜ評価ということに文化庁が関わるのかということとは言わないまでも、なぜ『生活者としての外国人』のためのコミュニケーションという考え方の中に『評価』という項目が一つ加わるかということですよ。それは、これからどういう形になるかは分からないけれども、在留資格に関わらず、日本に滞在して、そして短期間であり、長期間であれ日本の社会生活を送ろうとする人たちで、かつコミュニケーション上の必要から日本語の必要度を感じている人たちに対して、それを奨励する目的で『目安としての評価』ということが必要になるであろうということでしょうか。」

そして、それは単一なスケール (scale) 状のもの、または単一的な方法、手段によるのではなくて、いろいろな側面を持つものであるということも総論に書くということですね。」

委員会では就業機会や所得増加につながるように、ある一定の日本語学習効果が一目瞭然で分かる外国人手帳のようなものの提案もあったが、結局、39回の委員会は論点①の部分に対して、1. 学習者が自身の日本語学習状況を把握し、学習を継続させていくための評価、2. 支援者等が学習者をより適切に支援するための評価、3. 学習者の社会参加を支えるための評価ということになった。第40回の委員会では、どういう様式で評価を記録するかということと、何を記録するかということが議論になった。それまでにワーキンググループによって、何が行動としてできるようになったかという能力評価 (Can-do評価)、点数ではなくさまざまな証拠をあげるポートフォリオ形式などという案が提示されていて、その中での論議であった。ここでも葉手帳のようなものの提案があったり、ポートフォリオの内容及び記載方法が既に出されている『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」につながっていない等という意見が出されながら、進められた。議事録をみると、日本語学習者にインセンティブを与え日本語学習を促進しようという考えの委員と日本語学習を継続的に保障し生活者としての外国人を慎重に支援しようという考えの委員とのやりとりが読みとれる。が、上の引用の西原主査のまとめの発言からもわかるように、この委員会が日本語を学習する人に対するさまざまな不利益をできるだけ回避し新しい日本語教育をつ

くりあげていこうという気概を感じる。結局第41回委員会で、「地域に在住する日本語非母語話者の言語能力を判定するシステム構築に関しては今回は提案しない」ということが決定された。一見消極的な決定のようにみられがちだが、38回からの委員会で検討されたことを考えるとこの結論は評価できると考える。第41回委員会は評価の方法や内容についても議論が展開されたが、委員会の能力評価そのものの考えかたは良く理解できた。つまり、「生活者としての外国人」の日本語能力測定・評価は学習者本人のためのものであり、自立学習を促進したり社会参加のためのきっかけになったりするものであることが一番の目的であるということである。そして、「測定」や「評価」がいわゆる試験のように誤解されないよう、また能力評価が悪用されないように細心の注意をはらっていかねばならないということも日本語小委員会で確認されたと考える。

#### 4. 終わりに

日本語教育小委員会は2013年1月現在で50回目の委員会を開催した。現在、指導者の指導能力について議論されている。本稿では日本語学習者の日本語能力測定・評価について考察をすすめたが、一番の問題は「生活者としての外国人」の日本語教育の教授者が日本語教育の専門家ではないことである。この意味で日本政府はまだ外国人を受け入れるという覚悟ができていないといえるだろう。移民に対する言語教育は、1つのクラスの中でさえ、学習者の背景や滞在の目的等々が原因する多様性に富んでいるため、教授者に相当の力量が問われる。教授内容や教授方法を今までどおりに提示しても日本語教育の目標が十分に達成できない。移民を受け入れるヨーロッパ各国でもまた、外国人が増加している韓国でも政府が現場の教師に謝金を払い、移民の言語教育を担当している。日本では教授者は、ボランティアとして「生活者としての外国人」の日本語学習支援にあたっている。この点を改善しないかぎり、「生活者としての外国人」の日本語教育はありえないと考える。

とは言うものの、少しでも前に進むために宇佐美（2008）や金田（2011）のような日本語教育の研究者や豊田市のような自治体、そして、日本語教育小委員会がさまざまな活動をすすめている。また、日本語教育は移民を受け入れるという局面に向かって、言語教育だけのことを考えてはられない状況にきた。社会と日本語教育は今まで離れているものと考えられがちであったが、日本語教育における言語知識力よりも言語運用力という学習目的の変化にはグローバル化という社会の動きがある。この延長線上には、今回日本語教育小委員会が先送りした日本語能力判定のように、移民に対するゲートキーパー役としての日本語教師や日本語教育が考えられる。日本政府だけでなく、日本語教育関係者も覚悟を決めないといけない時期が目の前にせまっている。

#### （引用文献等）

石井恵理子（2008）「第三節 地域日本語教育システム構築に向けて」『外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発（「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業）報告書』

pp.24-25, 日本語教育学会

宇佐美洋 (2008) 「生活場面における日本語を評価・測定の側面から考える」『日本語教育年鑑 2008年版』 pp.54-66, 国立国語研究所

金田智子 (2011) 「『生活のための日本語』能力測定の可能性」日本語教育148号pp.13-27  
日本語教育学会

北村祐人 (2012) 「地域日本語教育におけるシステム・コーディネーターの役割ーとよた日本語学習支援システムでの事例を参考にー」『多言語多文化ー実践と研究』 vol. 4 pp.24-44,  
東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター

野田尚史 (2005) 「コミュニケーションのための日本語教育文法の設計図」野田尚史編『コミュニケーションのための日本語教育文法』 pp.1-20, くろしお出版

文化庁文化審議会国語分科会日本語小委員会

[http://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/bunkasingi/nihongo.html](http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/bunkasingi/nihongo.html)

とよた日本語学習支援システム <http://www.toyota-j.com/>